

「共通印鑑届」のご案内

いつも熊本中央信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

このたび当金庫では、ご預金の新規申込み手続きのほか、印鑑登録に関する手続きの簡素化と利便性の向上を図るため、預金取引にご使用いただくご印鑑を1つに統一した『共通印鑑届』の取扱いを開始しましたのでご案内申し上げます。

現在ご預金を新規にお申込みの際、お客様からお取引印鑑をいただいている「個別印鑑」の取扱いから、当初一度のお届出で、2回目以降のご預金の申込み時にはお取引印鑑をお届けいただく必要がなくなり、払戻しをされる場合にお取引印鑑が分かりやすくなる「共通印鑑届」を取扱うものです。

【共通印鑑のお取扱いについて】

- (1) 「共通印鑑」の取扱い対象となる預金・積金
 - ①普通預金（貯蓄預金を含む）
 - ②通知預金
 - ③納税準備預金
 - ④定期預金
 - ⑤積立定期預金
 - ⑥定期積金
- (2) 「共通印鑑届」をお届け以降の新たに生ずるお取引に使用する印鑑は「共通印鑑届」のご印鑑となります。
- (3) これまでのお取引の印鑑は、改印手続にて「共通印鑑」に統一することができます。
- (4) 『共通印鑑届』お届け時には、お客様のご本人確認資料（運転免許証等）をご提示ください。

【ご注意】

- ・「共通印鑑届」は届出以降のお客様のお取引印鑑を統一するものです。
- ・当座預金については従来通り、お取引印鑑の届出が必要となります。
- ・現在契約中の預積金について「共通印鑑」での取扱いを希望される場合は、上記（4）と併せて「変更届（お届印の変更届）」「契約中の口座の印鑑」が必要となります。

※詳しくは、熊本中央信用金庫の窓口までお気軽にお問い合わせください。